



発行 東京都

目次

8

規則（教）

○東京都教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則……………一

○都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規則（公）

○警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……………二

規程（交）

○東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する規程……………三

規程（水）

○東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程……………四

規程（下水）

○東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程……………四

○東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部を改正する規程……………五

○下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴取等に関する規程の一部を改正する規程……………六

告示（議）

規則（教）

○東京都議会情報公開条例の施行に関する規程の一部改正……………六
○東京都議会事務局文書管理規程の一部改正……………一〇

東京都教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年二月十日
東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四号

東京都教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成二十年東京都教育委員会規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式(裏)中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、「以内に、処分取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年二月十日
東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条

例施行規則の一部を改正する規則

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号様式裏面、別記第八号様式の二及び別記第九号様式中「60日」を「3月」じ、「6箇月」を「6月」じ、「6箇月」以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。また「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」とす。

規 則（公）

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成28年2月10日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第1号

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則（平成9年3月19日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条 第3号中「（昭和37年法律第160号）第27条、第48条、第52条第2項又は第56条」を「（平成26年法律第68号）第34条又は第66条第1項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則の一部改正）

第2条 放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則（平成18年5月19日東京都公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第6号（表）中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

（東京都データクラフ営業等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 東京都データクラフ営業等の規制に関する条例施行規則（平成9年6月17日東京都公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号（裏）、様式第9号（裏）、様式第10号（裏）及び様式第12号（裏）中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

（性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例施行規則（平成12年10月13日東京都公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、様式第2号及び様式第6号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

（飲乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 飲乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則（平成18年5月2日東京都公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

（インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則（平成22年4月30日東京都公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号（裏）及び別記様式第5号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

（東京都暴力団排除条例施行規則の一部改正）

第7条 東京都暴力団排除条例施行規則 (平成23年7月15日東京都公安委員会規則第7号) の一部を次のように改正する。

別記様式第10号 (裏) 中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第11号 (裏) 中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

規 程 (交)

●交通局規程第五号

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱い
に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程 (昭和六十一年交通局規程第四十一号) の一部を次のように改正する。

別表組織規程第六条に定める事業所に所属する職員の項を次のように改める。

組織規程第六条に定める事業所に
所属する職員

都営交通お客様センターにあつては、総務部
お客様サービス課長
自動車工場にあつては、自動車部車両課長

この規程の施行期日は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式第10号 (裏) 及び別記様式第11号 (裏) 中「60日」を「3月」に、「決定」を「裁決」に改める。
「2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限る。当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都交通局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

「2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都交通局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。」

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第四号

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程（昭和六十一年東京都水道局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び第四号様式から別記第七号様式までの規定中「60日」を「3月」に

「2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者水道局長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

「2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者水道局長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請

求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第四号

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都下水道局長 石原 清 次

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和六十一年東京都下水道局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び第四号様式から第七号様式までの規定中

「注1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。」

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者

下水道局長となります。) 、処分の取消しの訴えを提起することができ
 す。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に
 対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①
 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないと
 き。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避ける
 ため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由
 があるとき。

「 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日
 から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができま
 す (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内で
 あつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をす
 ることができません。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算し
 て6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東
 京都公営企業管理者下水道局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起
 することができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起
 算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過す
 ると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、
 上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたこと
 を知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起する
 ことができます (なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日
 の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して
 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま
 す。)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第五号

東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関す
 る規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都下水道局長 石 原 清 次

東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手
 続等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関す
 る規程(昭和五十五年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。
 原記録(三)中「申請があつた」を「申請があつた」及び

「 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日
 から起算して30日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができま
 す (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内で
 あつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をす
 ることができません。)

また、審査請求書は、正副2通提出しなければなりません。なお、下水道
 局経理部長を経由して提出することができます。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する
 裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被
 告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者下水道
 局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただ
 し、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決
 を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があ
 った日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処
 分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要が
 あるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日
 から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができま

す（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、審査請求書は、正副2通提出しなければなりません。なお、下水道局経理部長を経由して提出することができます。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者下水道局長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附則
この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第六号

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十日

東京都下水道局長 石原 清 次

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程（昭和五十一年東京都下水道局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式及び第五号様式中「あて」を「宛」に、「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」として「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

附則
この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示（議）

●東京都議会議長告示第一号

東京都議会情報公開条例の施行に関する規程（平成十一年東京都議会議長告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都議会議長 川 井 しげお

第一条中「第三十二条」を「第三十四条」に改める。
第十条の見出し中「調査依頼」を「諮問」に改め、同条中「意見を求めた」を「諮問をした」に、「情報公開推進委員会調査依頼通知書」を「情報公開推進委員会諮問通知書」に改める。

第十一条第一項中「複写の」を「写しの交付の」に、「情報公開推進委員会提出資料等閲覧・複写請求書」を「情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、同条第二項中「議長」を「推進委員会」に、「情報公開推進委員会提出資料等閲覧・複写請求書」を「情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がないと認める場合を除き、情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書（別記第十一号様式の一）により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「情報公開推進委員会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の

承認について」に、「情報公開推進委員会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を
「情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「情報公開推進委
員会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の
不承認について」に、「閲覧・複写請求書」や「請求書」に定める。

第十二条中「第三十条」を「第三十一条」に定める。

附記第十一号様式中

「注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時においていられない場合は、事前にその旨を電話等で事務
担当課まで連絡してください。」

「注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時においていられない場合は、事前にその旨を電話等で事
務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったこと知った日の翌日
から起算して3月以内に、東京都議会議長に対して審査請求をすることがで
きます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以
内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求
をすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算し
て6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東
京都議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます
（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内で
あっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消し
の訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求
をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日
から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます
（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算
して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過する
と処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改める。

別記第三号様式「第四号様式及び第九号様式中「60日」や「3月」に「不服申立
て」や「審査請求」に「6箇月」や「6月」に定める」以内に、処分の取消しの訴え
を提起することができます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁判があったこと
を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して
1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）」を挿入す
る。

別記第十号様式中「情報公開推進委員会調査依頼通知書」や「情報公開推進委員会諮
問通知書」に「不服申立てに」や「審査請求に」に「に調査を依頼」や「に諮問」
に「不服申立ての」や「審査請求の」に「調査を依頼した日」や「諮問をした日」
に定める。

別記第十一号様式中「情報公開推進委員会提出資料等閲覧・複写請求書」や「情報公
開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に「東京都議会議長」や「情報公開
推進委員長」に「閲覧・複写」や「閲覧又は写しの交付」に

「(2) 複写

(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付

(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

別記第十一号様式の次に次の一様式を定める。

に定める。

第11号様式の2（第11条関係）

号
日
月
年

情報公開推進委員会提出資料等に係る意見照会書

様

情報公開推進委員長



審査請求人〔参加人、議長〕が当委員会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人〕から、東京都議会情報公開条例第27条第1項に基づき〔閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、議長〕の意見を求めます。御意見があれば、別紙「情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、
年 月 日までに当委員会事務局に提出してください。

1 閲覧又は写しの交付の請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格A列4番)

第11号様式の2 別紙

年 月 日

情報公開推進委員会提出資料等に係る意見書

情報公開推進委員長 殿

氏名
住所

法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名

年 月 日付

号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧又は写しの交付の請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧又は写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見（反対する理由）		

(日本工業規格A列4番)

別記第十二号様式から別記第十四号様式までを次のように改める。

第12号様式 (第11条関係)

第 年 月 日 号	様
情報公開推進委員長	情報公開推進委員長
印	印
情報公開推進委員会提出資料等の承認について	
<p>年 月 日付けであった情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり承認することとしたので通知します。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 情報公開推進委員会提出資料等の件名又は内容 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所 3 備考 	

(日本工業規格A列4番)

第13号様式 (第11条関係)

第 年 月 日 号	様
情報公開推進委員長	情報公開推進委員長
印	印
情報公開推進委員会提出資料等の一部承認について	
<p>年 月 日付けであった情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり一部承認することとしたので通知します。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 情報公開推進委員会提出資料等の件名又は内容 2 閲覧又は写しの交付を一部不承認とする理由 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所 4 備考 	

(日本工業規格A列4番)

第14号様式 (第11条関係)

号
日
月
年

様

情報公開推進委員長



情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の不承認について

年 月 日 日付けであった情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る請求に
対して、下記のとおり不承認とすることとしたので通知します。

記

- 1 情報公開推進委員会提出資料等の作名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付を不承認とする理由
- 3 備考

(日本工業規格A列「4番」)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都議会議長告示第二号

東京都議会議会局文書管理規程 (平成十一年東京都議会議長告示第五号) の一部を次
のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都議会議長 川 井 しげお

別表起案文書の部不服申立て等に関するものの項中「不服申立て」を「審査請求」に
改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号
163-8001

定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

